

鳥取県告示第269号

平成22年鳥取県告示第133号（大規模小売店舗に関する変更事項の届出について）により告示した丸合境港ターミナル店に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成22年4月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 意見を提出した市町村
境港市
- 2 意見の概要
意見なし
- 3 縦覧に供する期間
平成22年4月27日から1月間
- 4 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220
鳥取県商工労働部経済通商総室
米子市糺町一丁目160
鳥取県西部総合事務所県民局
境港市上道町3000
境港市産業環境部商工農政課